

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	政策調整会議	
開 催 日 時	平成30年7月2日 午前9時00分から 午前9時40分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出 席 者	<p>神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、内田福祉部長、神頭こども・健康部参事兼保険年金課長、小酒井都市建設部長、田中会計管理者、木村上下水道部長、木村議会事務局長、二見学校教育部長、比留間生涯学習部長、渡辺監査委員事務局長</p> <p>（担当課1） 宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長、久保田同課主幹兼課長補佐、中村同課都市計画係長、塩味産業振興課主幹兼課長補佐、奥田同課専門員兼産業労働係長</p> <p>（担当課2） 田中下水道課長、松本同課長補佐、細野同課下水道管理係長、西田同課同係主査</p> <p>（事務局） 太田市長公室次長兼政策企画課長、新井同課長補佐、櫻井同課政策企画係長、同課同係江原主事</p>	
会 議 内 容	<p>1 幸町三丁目地区の都市計画の変更について</p> <p>2 陸上自衛隊朝霞駐屯地の公共下水道への接続について</p>	
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幸町三丁目地区の都市計画の変更について</li> <li>・陸上自衛隊朝霞駐屯地の公共下水道への接続について</li> <li>・陸上自衛隊朝霞駐屯地案内図</li> </ul>	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	

その他の 必要事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	

## 【議題】

### 1 幸町三丁目地区の都市計画の変更について

## 【説明】

(担当課 1：宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

それでは、幸町三丁目地区の都市計画の変更についてご説明いたします。お手元の資料の表紙をおめくりください。

1 頁上段の黒枠内でございますが、本地区につきましても、旧朝霞第四小学校跡地でございますが、本年6月に修正した都市計画マスタープランにおいて、国道254号に面する立地特性を生かした工業系の土地利用の誘導を図ることとしています。

このため、地域経済の活性化、雇用の創出に資する先端産業を立地誘導し、工業系の土地活用を図るため、用途地域を変更するとともに、これに併せて市街地の防災性の向上と周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成を図るため、準防火地域の指定及び地区計画の決定の都市計画変更を行うことについてお諮りするものです。

次の1では、これまでの経緯及び変更理由を記載しております。

次に2「変更・決定内容」につきましても、ご説明いたします。

(1)の用途地域の変更と(2)の準防火地域の決定でございますが、

3頁の用途地域・準防火地域・地区計画の変更にかかる新旧対照図をご覧ください。左側が変更前、右側が変更後の内容を示した図面となっております。

まず、用途地域の変更は、左側の黄緑色の第一種中高層住居専用地域から、図面右側のとおり、青色の工業地域へ変更するものでございます。

具体的には旧四小跡地の敷地のほか、国道254号の南側半分及び敷地西側の道路部分を含んだ範囲で設定し、面積は約3.4ヘクタールでございます。なお、建蔽率と容積率に変更はございません。

また、今回、準防火地域を指定する黒斜線部分の約3.2ヘクタールに地区計画を設定いたします。

1頁(3)の地区計画の決定につきまして、ご説明いたします。4頁の幸町三丁目地区地区計画(案)をご覧ください。

資料の左側が地区整備計画の内容、右側が地区整備計画図となっております。主な地区整備計画の内容につきまして、右側図面の茶色の部分でございますが、旧四小跡地の西側の道路について、区画道路1号に位置づけ、現況幅員約6～7メートルを敷地側に拡幅し、幅員8メートルに拡幅整備いたします。

次に、右側図面の緑色の部分でございますが、緩衝緑地1号といたしまして、周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成を目指すため、旧四小跡地の敷地境界に沿って幅員5メートルの緩衝帯を設けるものでございます。なお、車両の出入口等や企業活動を営む上で安全上、保安上必要なものについては除くものとしております。

次に、「建築物の用途の制限」では、本来、工業地域で立地が可能となる建築物のうち、土地利用の方針に基づき、工業系を主体とした土地利用を目指すこと、また、周辺環境との調和に配慮する観点から立地を規制する建築物を定めるものでございます。な

お、4の保育所、5の物販販売業を営む店舗、6の飲食店につきましては、当該地区にて事業を営む企業の関係者の用に供する場合を除き建築してはならないとしており、進出する企業が従業員等の福利厚生施設として設置する、保育園、社員食堂、売店は建築可能でございます。

次に「壁面の位置の制限」につきましては、地区施設として位置づけた区画道路と緩衝緑地の機能を担保するため、建築物の建築を規制するものでございます。

「壁面後退区域における工作物の設置の制限」につきましては、区画道路の機能を担保するため、工作物の設置を規制するものでございます。

以上が、地区計画の案でございます。

2頁をご覧ください。これらの都市計画の変更案につきましては、本年5月19日に開催した市民説明会で説明いたしました。出席された皆様からは、主に経済効果や環境・施設整備関係についてのご質問や要望をいただきましたが、核となります工業系への土地活用の転換につきまして反対意見等は特にございませんでした。

また、次の4「都市計画変更の原案の縦覧等」につきまして、5月25日から6月8日までの期間で実施いたしました。意見書の提出はございませんでした。

最後に5「今後のスケジュール」でございますが、現在、都市計画法に基づく県知事協議を行っており、その後、都市計画の案の縦覧、都市計画審議会を経て、8月上旬頃に都市計画の決定・告示を予定しております。説明は以上でございます。

#### 【意見等】

(内田福祉部長)

旧朝霞第四小学校の前にある歩道橋について今後、どのような計画があるか。

(担当課1：宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

旧朝霞第四小学校の前の国道に架かっている歩道橋は埼玉県が管理しておりまして、歩道橋については、このまま使っていく予定ですが、サビ等の老朽化が見受けられるので、埼玉県朝霞県土整備事務所に要望してまいりたいと考えています。

(重岡危機管理監)

区画道路1号は、企業側の敷地に入っているのか、それとも、朝霞市の道路になるのか。

(担当課1：宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

この道路の現在の所有者は、国と東京都水道局です。この道路は6から7メートルですが、朝霞市が所有している旧第四小学校の跡地側に約1から2メートル拡幅して全体で8メートルで整備いたします。現在、国と水道局と道路認定について協議を行っているところで、今後は、市が管理する方向で進めてまいりたいと考えています。

## 【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

## 【議題】

2 陸上自衛隊朝霞駐屯地の公共下水道への接続について

## 【説明】

(担当課2：田中下水道課長)

それでは、「陸上自衛隊朝霞駐屯地の公共下水道への接続について」をご説明させていただきます。

まず、配布資料の最後のページをご覧ください。赤の一点(いってん)鎖(さ)線(せん)で囲われた場所が、陸上自衛隊朝霞駐屯地となり、オレンジ色で塗られているところが朝霞市、斜線の部分が新座市になります。駐屯地内には、他に和光市、東京都練馬区があります。

なお、県内3市は、汚水と雨水を分けて排水する分流式ですが、東京都は、汚水と雨水を一緒に流す合流式となっております。

また、朝霞駐屯地は、市街化調整区域にありますが、公共下水道の全体計画区域内に位置し、供用開始区域に隣接しております。朝霞市といたしましては、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全につながることから、朝霞駐屯地からの汚水を受け入れたいと考えております。

受入にあたっては、朝霞駐屯地は、公共下水道の区域外にありますので、区域外流入の手続きが必要となります。本市の区域外流入につきましては、先ほど申し上げたとおり、公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全につながることから、「朝霞市公共下水道事業区域外流入に関する受益者分担金条例」を制定し、区域外流入の制度を運用しております。その実績としましては、東洋大学朝霞キャンパス、朝霞厚生病院、TMGあさか医療センターなど約100件あり、今年度もあさか野農業協同組合の区域外流入を予定しております。

今回、政策調整会議にお諮りしたい内容は、朝霞駐屯地内の新座市分の汚水を、朝霞市に流すにあたり、新座市が、朝霞市に汚水処理の事務を委託することについてと、朝霞市が、新座市の汚水処理の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14に基づく、「事務の委託」の議案を、本年9月議会に、新座市と朝霞市が同時に上程したいと考えております。そのため、議案上程前に、新座市の汚水処理の事務を、朝霞市で受託することについてお諮りするものです。

それでは、資料の1ページにお戻りください。「1 背景」をご覧ください。朝霞駐屯地の敷地面積の総合計は、約90ヘクタールで、朝霞駐屯地の全ての汚水を、浄化槽で処理し、越戸川に放流しております。

しかしながら、平成26年6月の集中豪雨により、浄化槽が水没するなどして、汚水が越戸川に流出する事故があったため、朝霞駐屯地は、公共下水道への接続を希望しております。

次に、「2 公共下水道への接続」をご覧ください。先程も申し上げましたが、朝霞駐屯地の公共下水道の接続につきましては、地域住民の生活環境の保全につながることから、公共下水道への接続について、関係団体と協議してまいりました。

その結果として、公共下水道への接続は、それぞれの自治体での対応を原則とし、和光市、練馬区分はそれぞれの自治体で対応いたします。

しかし、新座市分においては、新座市の既存の下水道本管が、朝霞駐屯地の近くまで布設されていないことや、朝霞駐屯地内の既存の排水管が、地形勾配と同様に、朝霞市へ流下していることから、新座市分についても、朝霞市に排水したいと、朝霞駐屯地から要望がありました。

また、新座市と朝霞市との協議においても、朝霞駐屯地内の既存排水管が、新座市の区域から、朝霞市の区域に流入するよう整備されていることや、新座市と朝霞市の終末処理場が埼玉県荒川右岸流域下水道新河岸川水循環センターで同一であることと、公共下水道に接続すると、浄化槽に比べて高度な汚水処理を進めているため、公共用水域の水質の保全に資することができるものと考えました。

なお、2 ページの上段の表が「朝霞駐屯地の面積割合」の表でございます。朝霞市 56.5%、新座市 8.2%、和光市 29.7%、練馬区 5.6%となっております。今回、汚水を受け入れる新座市分の面積割合は、全体の約 8%でございます。

また、朝霞駐屯地からの、朝霞市の公共下水道への接続方法につきましては、朝霞駐屯地内で調整槽を新設し、朝霞市内にある、既存の下水道施設の能力に合わせて、汚水を流すものでございます。そのため、新たに朝霞市において、管渠の布設工事等は発生いたしません。

次に、「3 議決をする理由」をご覧ください。朝霞駐屯地内の、新座市分の汚水を、朝霞市が受けることについては、地方自治法第 252 条の 14 の「事務の委託」に基づき、新座市の汚水処理の事務を、朝霞市で受託するものであるため、議会の議決を経る必要がございます。なお、新座市においても議会の議決を経る必要があることから、本年 9 月議会に、議案を同時に上程したいと考えております。

次に、「4 事務の委託の内容」と資料 4 ページの規約（案）をご覧ください。事務の委託の内容といたしましては、管理及び執行の方法は、朝霞市の条例、規則によるものとしており、経費は全て、朝霞市の負担となりますが、下水道使用料及び区域外流入分担当金は、新座市分も含め朝霞市の収入になるものでございます。

次に、「5 朝霞駐屯地の建築物及び排水量」をご覧ください。こちらの表は、朝霞駐屯地から排水される新座市と朝霞市の排水量でございます。通常の排水量は、2 市の合計で 1 日 567.2 立法メートルを見込んでおります。最大排水量につきましては、実績最大排水量の約 2 割増しで計画しており、1 日 1,451.3 立法メートルでございます。

最後に、「6 今後のスケジュール」をご覧ください。

新座市、朝霞市とも本年 9 月議会の議決を経た後、下水の処理に関する事務の委託について、資料 4 ページの規約（案）のとおり、協議してまいりたいと考えております。

説明については以上でございます。

**【意見等】**

(内田福祉部長)

水量については、建物ごとにメーターがついていて分かるようになっているのか。  
また、使用料は朝霞に入ると思うが、逆に支出する部分はあるのか。その差額はどれくらいか。

(担当課 2：細野下水道課下水道管理係長)

水量については、新座市分も含めて朝霞駐屯地から朝霞市の公共下水道に接続する手前に排水メーターをつけて管理します。

朝霞駐屯地からの下水道使用料の収入のうち、埼玉県荒川右岸流域下水道に支払う維持管理負担金を差し引くと、新座市分も含めると2ヶ月毎に200万円程度の収入益が見込まれます。

(重岡危機監理監)

駐屯地の浄化槽については、和光市側にあるが、今後は、朝霞市側に浄化槽を設けて流すようにするのか。

(担当課 2：細野下水道課下水道管理係長)

現在、和光市側にある浄化槽は、公共下水道に切り替えた時に撤去します。和光市分は和光市に流し、朝霞市分は新設する調整槽から朝霞市に流します。

(田中会計管理者)

新設される調整槽から流入地点までの駐屯地側については駐屯地が工事を行うということでしょうか。

(担当課 2：細野下水道課下水道管理係長)

そのとおりです。

(田中会計管理者)

既設の下水に接続する際に、市の下水道に影響を及ぼす可能性はあるか。

(担当課 2：細野下水道課下水道管理係長)

通常の汚水量の2.4倍、実績最大汚水量の20%増で計画汚水量を設定しているので、本市の公共下水道施設へ接続することは支障ないと考えております。

(木村議会事務局長)

新設する調整槽は自衛隊が設置するということがよろしいか。

(担当課 2：田中下水道課長)

そのとおりです。

(渡辺監査委員事務局長)

議案について、依頼する側と受ける側で同時に提出することについての問題はないか。

(担当課 2：田中下水道課長)

県に確認したところ、通常は同時に議案を上程すると回答をいただいております。

(内田福祉部長)

旧四小跡地とは、処理分区が別になるのか。

(担当課 2：細野下水道課下水道管理係長)

朝霞駐屯地と旧四小跡地とは、処理分区が別になります。

(神田市長公室長)

議決を要するのは初めてか。また、本市において本件のような事例は初めてか。

(担当課 2：細野下水道課下水道管理係長)

2回目になります。以前、膝折町2丁目と新座市との行政界付近での開発行為時に、新座市の住民が、新座市の水道を使って朝霞市の下水道に排水するということがありました。

(木村上下水道部長)

ただいま担当の説明にあった前回は、公の施設を新座市に使用させる議案でしたが、今回は、埼玉県に確認したところ前回とは異なり、建物があるだけなので事務の委託の議案となると回答をいただいています。新座市は委託で、朝霞市は受託することを協議することについて議決を求めるものです。

(内田福祉部長)

仲町中継ポンプ場へ流れるところのチェックは済ませているのか。

(担当課 2：細野下水道課下水道管理係長)

管渠につきましては、朝霞駐屯地から仲町中継ポンプ場までのルートの間で余裕をみて、朝霞駐屯地の排水量を決めています。朝霞駐屯地の排水量は、仲町中継ポンプ場の能力を超えないため、仲町中継ポンプ場の揚水能力は確保できます。

(小酒井都市建設部長)

近隣自治体と自衛隊との関係や、他の自治体でこのような事例はあるのか。

(木村上下水道部長)

朝霞駐屯地の練馬区分は供用開始区域となっており、区域外流入の手続きは必要ありません。

朝霞市と新座市と和光市は公共下水道の事業計画外となっているので、朝霞駐屯地が区域外流入の手続きをしなければなりません。

また、和光市分の排水は和光市のみで対応するため議決案件にはなりません。新座市と朝霞市は行政界を超えて下水を処理するため、議決案件となります。

(神田市長公室長)

大規模な駐屯地が市街化調整区域のまま、公共下水道に接続している事例はあるか。また、大宮駐屯地等はどうか。埼玉県 of 区域外流入に関する考え方は。

(担当課2：松本同課長補佐)

県内の自衛隊施設については、航空自衛隊入間基地が、市街化調整区域において区域外流入で接続した実績があります。また、大宮駐屯地は、市街化区域内で、既に公共下水道に接続しております。

(木村上下水道部長)

朝霞駐屯地は、埼玉県の全体計画に入っていますが、市街化調整区域のため、事業計画の区域には入っていません。区域外流入については埼玉県としても、終末処理場において高度処理を進めており、通常の浄化槽よりもはるかに、公共用水域の水質保全につながるということで、区域外流入を認めています。

また、本市においても担当課長の説明のとおり、「朝霞市公共下水道事業区域外流入に関する受益者分担金条例」により、区域外流入の制度を運用しております。

(重岡危機監理監)

平成26年6月にあったゲリラ豪雨のような降雨でも、汚水が越戸川に溢れるということはないのか。

(担当課2：細野下水道課下水道管理係長)

汚水と雨水を分けることとなりますので、集中豪雨時に越戸川に汚水が流出することはないと考えております。

**【結果】**

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

**【閉会】**